

厚生労働省関東信越厚生局
健康福祉部保険課 御中

平成27年10月14日
(協) 日本接骨師会保険審査会

0312第1号通知についてのご照会

日頃より柔道整復業務にご理解賜り感謝申し上げます。

さて、厚生労働省保険局保険課より平成25年11月22日事務連絡を発出していただいたところではありますが、「被保険者及び施術所等の負担の軽減」「支給決定までの迅速化」「手続きの公正さ」といった点を勧案しつつ療養費の適正化に取り組まれるようにとの趣旨のもと、丸井健康保険組合にご指導賜りまして感謝申し上げます。未だ、一部の健康保険組合にご理解いただけず、過度な返戻が減らずに事務処理も煩雑化致しておりますので、ご確認のためご照会させていただきますので、ご回答賜りますようお願い申し上げます。

照会1

保医発0312第1号（平成24年3月12日）により、

「保険者は患者本人の回答で疑義が生じた場合は再照会を行い、それでも疑義が解消しない場合は適切な方法で施術所への照会を行い、算定基準に合致しないことが判明した場合は不支給決定を行う。」という解釈でよろしいのか、貴見をお伺いしたい。

照会2

保医発0312第1号（平成24年3月12日留意事項）により、

「返戻については、主に記載内容や添付書類の不備などの補完を行わせるためのものであるため、保険者は十分な調査をしても疑義のあるものに対しては施術者にも確認した上で返戻すること。

また、すみやかな支給決定をおこなうために原因照会目的での返戻はしないこと。」という解釈でよろしいのか、貴見をお伺いしたい。